

固定資産税（償却資産）の申告の手引き

平素は、本市税務行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は毎年1月1日現在の償却資産の状況を、所在市町村長あてに申告することが義務づけられています。

つきましては、この手引書をご覧いただき、期限までに申告いただきますようご協力をお願いします。

申告期限 令和8年2月2日（月）

<申告書の提出・お問い合わせ先>

三次市役所市民部課税課資産税係

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-62-6124（直通）

三次市ホームページ <https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/>

※市のホームページのサイト内検索で「償却資産の申告」と入力。

申告用紙をダウンロードすることができます。

● 郵送で申告書を提出される方へ

申告書の控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒（切手貼付・宛先記入）を同封してください。

● インターネットによる電子申告について

償却資産の申告は、^{エルタックス}eLTAX（電子申告）でも受け付けています。

eLTAXを利用される方は、必要な準備や手続きがあります。

詳しくはeLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

もくじ

1 償却資産について

- (1) 償却資産とは (P 3)
- (2) 業種別の主な償却資産 (P 4)
- (3) 少額の減価償却資産の取り扱いについて (P 4)
- (4) リース資産の取り扱いについて (P 5)
- (5) 建物附属設備・特定附帯設備の取り扱いについて (P 5)
- (6) 家屋と償却資産の区分表 (P 5)

2 償却資産の申告について

- (1) 申告が必要な方 (P 6)
- (2) 申告方法と提出書類 (P 6)
- (3) 申告書の記入方法が分からない場合 (P 7)
- (4) 申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合 (P 7)
- (5) 実地調査について (P 7)
- (6) 個人番号の取り扱いについて (P 7)

3 償却資産の評価方法等

- (1) 評価額の計算方法 (P 8)
- (2) 課税標準額 (P 9)
- (3) 税額の計算方法 (P 9)
- (4) 納税義務者 (P 9)

4 償却資産申告書の記入方法

- ・ 償却資産申告書 (P 10・11)
- ・ 種類別明細書(増加資産・全資産用) (P 12)
- ・ 償却資産一覧表(減少・修正用) (P 13)

1 償却資産について

(1) 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、個人や法人で工場・商店・農業などを経営している方や、駐車場・アパートなどを貸し付けている方などが、その事業のために用いる構築物・機械・工具・器具・備品等のことです。

なお、「事業のために用いる」には、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として第三者に貸し付ける場合も含まれます。

主な償却資産

資 産 の 種 類		事 例
1	構 築 物 (建物附属設備を含む)	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設など 建物附属設備 (1) 受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備など (2) 賃貸ビル等の家屋に取り付けられた建築設備・内装・造作
2	機械および装置	金属・印刷・縫製などの製造加工機械、土木建設機械、太陽光発電設備、その他産業機械および装置など
3	船 舶	客船、貨物船、タグボート、遊覧船、ボートなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両および運搬具	大型特殊自動車、運搬具など
6	工具・器具および備品	事務机・椅子、冷暖房器具、パソコン、プリンター、陳列ケース、自動販売機、金庫、レジスター、監視カメラ、工具など

ア 申告の対象となる償却資産

次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ・ 土地および家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得計算上、減価償却対象となる資産
- ・ 償却済資産（耐用年数が経過し減価償却が終了している資産）
- ・ 簿外資産（帳簿上は記載されていなくても、事業の用に供することができる資産）
- ・ 遊休または未稼働資産（現在は稼働していないが、事業の用に供しうる状態にある資産）
- ・ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却している資産
- ・ 割賦購入資産（割賦金の完済していないものでも、既に事業の用に供している資産）の売主が所有権を留保している場合は、買主が申告してください。
- ・ 借用資産（リース資産）で、契約内容が割賦販売と同等である資産
- ・ 建設仮勘定の資産（建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部または全部が1月1日現在、事業の用に供されている資産）
- ・ 福利厚生のために供する資産（社宅・宿舍・寮等の器具備品・構築物など）
- ・ 改良費（改良費のうち資本的支出として資産計上した資産は、本体部分とは別の新たな資産として取り扱います。）
- ・ 賃借人（テナント等）が取り付けた家屋の内部造作および各種設備

イ 申告の対象から除かれる償却資産

- ・ 自動車税、軽自動車税の対象となる車両
- ・ 無形減価償却資産（電話加入権、特許権、ソフトウェアなどの資産）
- ・ 繰延資産（開業費、試験費など）
- ・ 棚卸資産（貯蔵品、商品など）
- ・ 生物（観賞用、興行用の事業に使うものを除く馬、牛、鶏、魚などの生物）

(2) 業種別の主な償却資産

業 種	事 例
全 業 種	太陽光発電設備、駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、コピー機、レジスター、テレビ、金庫など
飲 食 業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備など
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸し器など
医療・薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、血圧計、心電図計、各種検査装置など）、各種事務機器、調剤機器、薬品棚、待合室用家具など
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚・台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
自動車整備業 ガソリン販売業	クリーナー、オートリフト、コンプレッサー、洗車機、充電器、テスター、計量器、独立キャノピー、照明設備、検査工具など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、足場、各種工具など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備など
不動産賃貸業	駐車場舗装、屋上看板、門、塀、緑化設備（植木など）、ネットフェンス、外構、自転車置場、蓄電池設備、発電機設備など
印 刷 業	各種印刷機、裁断機、製本設備など
娛 楽 業	ゲームマシン、両替機、玉貸機、パチンコ台、パチスロ台など
金 属 製 品 組 立 加 工 業	旋盤、ボール盤、コンプレッサー、プレス、カッター、溶接機、クレーン、各種工具など
ホテル・旅館業	厨房設備、放送設備、接客用備品、発電機など
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（軽自動車税の課税対象となるものを除く）、温室管理装置や乾燥機などの設備、農業用器具など

(3) 少額の減価償却資産の取り扱いについて

少額の減価償却資産は、税務会計（法人税・所得税）の償却方法に応じて、取り扱いが異なります。

○：申告対象 ×：申告対象外

償却方法 取得価額	個別に減価償却しているもの	中小企業特例	3年一括償却	一時損金算入
10 万円未満	○	○	×	×
10 万円以上 20 万円未満	○	○	×	
20 万円以上 30 万円未満	○	○		
30 万円以上	○			

個人・法人・取得年で取り扱いが異なることがありますので、不明な場合はお問い合わせください。

(4) リース資産の取り扱いについて

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告場合があります。

リース契約の内容	申告を必要とする方
通常の賃貸借契約によるリース契約	資産を貸している方
売買にあたるようなリース契約	資産を借りている方

(5) 建物附属設備・特定附帯設備の取り扱いについて

建物附属設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体になって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

ア 家屋と設備の所有者が同一の場合は、以下のものを償却資産として評価します。

- ・独立した機器としての性格が強いもの（受変電設備など）
- ・特定の生産または業務の用に供されるもの（動力用配線設備など）
- ・取り外しが容易で別の場所へ自在に移動できるもの（ルームエアコンなど）

イ 家屋と設備の所有者が異なる場合は、償却資産となります。（特定附帯設備）

- ・賃借人（テナント）が取り付けした業務用の内装・造作および建築設備など

(6) 家屋と償却資産の区分表

※ 詳細はお問い合わせください。

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電燈、コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、火災報知機、出退表示設備、ナースコール設備、呼出信号設備 など	受変電設備、自家発電設備、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、インターホン器具、電話機、交換機、屋外電気設備 など
給排水衛生設備	給水設備、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー など	屋外設備、独立した給水塔、井戸、独立浄化槽 など
ガス設備	屋内支管、排気筒、カラン（使用口）など	屋外供給本管・設備 など
空調設備	空調設備・排気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター など	ルームエアコン（天井埋め込み式型を除く）など
外構工事		アスファルト舗装、植栽、フェンス、塀 など
その他	避雷設備、自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア設備、ダムウェーター、固定椅子、テラス、ポーチ など	洗濯設備、広告塔、機械式駐車設備、取り外しの容易な簡易間仕切、POS システム、看板、カーテン・ブラインド など

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、三次市内に事業用の償却資産（三次市内で貸し付けている資産を含む）を所有している個人または法人

(2) 申告方法と提出書類

○前年度に申告している方

「償却資産一覧表」には、前年度までに申告された全資産を記載しています。

(提出書類)

- ・償却資産申告書
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ・償却資産一覧表

(留意点)

＜増加した場合＞

増加資産を種類別明細書に記入してください。

＜減少した場合＞

償却資産一覧表の該当資産の摘要欄に除却年月と理由を記入してください。

＜修正の場合＞

償却資産一覧表で該当箇所を訂正してください。

- ・前年以前に取得した申告漏れ資産、移動してきた資産は、種類別明細書に記入してください。
- ・増加、減少した資産がない場合には、申告書の「18 備考」欄に「増減なし」と記入してください。

○本年度から初めて申告する方

(提出書類)

- ・償却資産申告書
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）

(留意点)

- ・令和8年1月1日現在、三次市内に所有している償却資産をすべて申告してください。
- ・償却資産を所有していない方は、申告書の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。
- ・種類別明細書（すべての資産を記入したもの）の提出に替えて、直近の決算での減価償却資産明細書（計算書）の写しを提出いただいても差し支えありません。

○廃業、解散、営業譲渡した方

(提出書類)

- ・償却資産申告書
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ・償却資産一覧表

(留意点)

- ・申告書の「18 備考」欄にその旨を記入してください。
- ・営業譲渡した方は、譲渡先を記入してください。

(3) 申告書の記入方法が分からない場合

課税課資産税係まで、電話等でご相談ください。

次のような書類をお持ちいただければ、その場で申告できる場合もあります。

- ・固定資産台帳
- ・法人税確定申告書（直近のもの）・・・法人の場合
- ・所得税青色申告決算書（直近のもの）・・・個人の場合
- ・その他減価償却資産の明細が分かる書類

(4) 申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は地方税法第386条、三次市税条例75条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により延滞金を徴収することがありますので期限内に申告書の提出をお願いします。

また、虚偽の申告をした場合は同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

期限内に申告されなかった場合は、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税しますので、提出期限までの申告をお願いします。

(5) 実地調査について

三次市では、地方税法第353条および同法第408条の規定に基づいて、実地調査および帳簿確認調査を行っています。市職員が事業所にお伺いし、帳簿（固定資産課税台帳、減価償却費明細書、貸借対照表等の帳簿）の提出を求めることがありますので、その際はご理解とご協力をお願いします。

その結果、申告がなされていない資産があった場合や、申告内容に誤りがあった場合は、修正申告をお願いします。その場合の課税は資産の取得年に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知ください。

(6) 個人番号の取り扱いについて

個人番号法に基づいた本人確認（番号確認、身元確認および代理権確認）を行います。個人の方で申告書を提出される場合は、次の身元確認書類および番号確認書類を提示してください。

ア 本人が個人番号の記載のある償却資産申告書を提出する場合

- ・番号確認資料 個人番号カード裏面、個人番号が記載された住民票写しなど
- ・身元確認資料 個人番号カード表面、運転免許証など

イ 代理人が個人番号の記載のある償却資産申告書を提出する場合

- ・本人の番号確認資料 本人の個人番号カード裏面、
本人の個人番号が記載された住民票写しなど
- ・代理人の身元確認資料 代理人の個人番号カード表面、代理人の運転免許証など
- ・代理権確認資料 委任状、税務代理権限証書など

※郵送による提出の場合、上記の書類の写しを添付してください。

3 償却資産の評価方法等

(1) 評価額の計算方法

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額および耐用年数に基づき一品ごとに評価額を算出します。

*前年中（令和7年1月2日から令和8年1月1日まで）に取得した償却資産

評価額＝取得価額×減価残存率A

*前年前（令和7年1月1日以前）に取得した償却資産

評価額＝前年度の評価額×減価残存率B

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%になるまで減価します。

【計算例】

取得価額 1,000,000 円、取得年月 令和7年8月、耐用年数5年の資産の場合

※ 耐用年数5年に応ずる減価率は 0.369

令和8年度 1,000,000 円 × A (0.815) = 815,000 円

令和9年度 815,000 円 × B (0.631) = 514,265 円

令和10年度 514,265 円 × B (0.631) = 324,501 円

令和15年度 51,443 円 × B (0.631) = 32,460 円 < 50,000 円

令和15年度で算出額が取得価額の5% (50,000 円) より小さくなり、令和15年度以降の評価額は 50,000 円となります。

耐用年数に応ずる減価率および減価残存率一覧表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率	
		A 前年中 取得 (1-r/2)	B 前年前 取得 (1-r)			A 前年中 取得 (1-r/2)	B 前年前 取得 (1-r)			A 前年中 取得 (1-r/2)	B 前年前 取得 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	31	0.072	0.964	0.928
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	32	0.069	0.965	0.931
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	33	0.067	0.966	0.933
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	34	0.066	0.967	0.934

(2) 課税標準額

償却資産課税台帳に登録された賦課期日（１月１日）現在の償却資産の評価額です。

・課税標準の特例が適用になる資産がある場合、特例適用後の額が課税標準額となります。

(3) 税額の計算方法

$$\begin{array}{ccccc} \text{税 額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税率 (1.4\%)} \\ \text{(100 円未満切り捨て)} & & \text{(1,000 円未満切り捨て)} & & \end{array}$$

課税標準額の合計が150 万円未満の場合は課税されません。

(4) 納税義務者

賦課期日（１月１日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。